北九州市監査公表第１７号
令和８年１１月１６日

北九州市監査委員　　中　野　正　信
同　　梅　田　久　和
同　　鷹　木　研一郎
同　　大久保　無　我

監査委員の監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第１９９条第１４項の規定により、次のとおり公表する。

１　監査の種類
定期監査

２　措置を講じた局
総務市民局
産業経済局

３　監査の期間
令和７年１１月５日から令和８年５月２１日まで

４　監査公表の時期
令和８年７月２９日（令和８年監査公表第７号）

5　監査の結果に基づく措置の状況

（１）総務市民局

| 監　査　の　結　果 | 措　置　状　況 |
|---|---|
| ア　契約事務<br>（ア）契約事務について<br>（総務課）<br>令和７年度の本庁舎１５階旧喫茶室等改装計画業務委託に係る契約事務において、予定価格を上回る金額で契約を締結していた。これは、指名競争入札手続において、入札金額（税抜）が入札書比較価格（税抜）を上回っていたにもかかわらず、誤って予定価格（税込）と照合し、落札者及び落札金額を決定していたものである。<br>地方自治法施行令では、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに、再度の入札ができると定められており、本来は２回目の入札を行うべきであった。<br>適正な事務処理をされたい。 | 今回の指摘を受けて、総務課の業務マニュアルに、今回照合を誤った予定価格調書と入札書の様式を追加し、照合箇所も明記した。<br>加えて、入札執行時の係長と職員によるダブルチェックを徹底するとともに、ダブルチェックを確実に行うため、入札執行時の係長と職員の役割分担を明確にする改定も併せて行った。<br>また、令和８年５月２０日、事務改善会議において、課内全職員に対して、今回指摘された案件の内容を確認するとともに、入札執行手順や執行時の注意点を再確認するなど周知徹底を図った。<br><br>≪局全体の対応について≫<br>令和８年７月３０日、局内各課に対して、今回の指摘事項について周知を行い、各課においても適正な事務執行を行うよう周知した。 |

（２）産業経済局

| 監　査　の　結　果 | 措　置　状　況 |
| --- | --- |
| ア　支出事務<br>（ア）補助金等交付事務について<br>（サービス産業政策課）<br>サービス産業政策課（以下「所管課」という。）が行った商店街等における空き店舗の有効利用に関する補助金に係る交付事務において、補助事業者から提出を受けた補助金の積算根拠となる改修費の見積書の体裁が、同補助金の他の案件で補助事業者が施工関与した工事の際に使用しているものと同一と判断されるもので、疑念を生じかねないものであったにもかかわらず、真正性等の確認を十分行わずに補助金を交付していた。<br>実査後に所管課が確認したところ、同一であったことの事由の聞き取りを行う一方で、補助事業者は、所管課が行った説明を誤解釈したことにより、実績報告に際して、個々の業者に発注を行ったにもかかわらず、実際は取引を行っていない特定の１社（以下「Ａ社」という。）単独の名義による領収書の作成に関与し、Ａ社の押印の協力を得てこれを提出し、更にこれに記載された額は、実際に要した経費を超えるものであったことが判明した。<br>交付申請時及び実績報告時に、真正性等の確認が適正に行われていれば、補助事業者に対する指導や補助決定額の一部取消しといった措置も可能であ | 指摘された点については、補助事業者に対して、個々の事業者に発注していた工事の支払関係書類の再提出を求め、令和８年５月２９日に根拠書類が確認できた補助対象経費から積算した補助金額と既交付額との差額２６９，１００円を返還させた。<br><br>また、再発防止のため、以下３点について市商店街等における空き店舗の有効利用に関する補助金交付要領の改正を令和８年７月３日付で行った。<br>①実績報告書の添付書類を「領収書（写）」から「支出の事実を確認できる書類（領収書及び振込伝票、通帳の写し等）」と改めた。<br>②市商店街等における空き店舗の有効利用に関する補助金交付要綱・要領及び市補助金等交付規則を市ホームページに掲載し、交付申請書様式に、それらの要綱等を確認した旨にチェックを入れたうえで、署名する欄を追加した。<br>③補助事業者は会計帳簿等の関係書類を整備し、必要に応じて市が確認を行うことを記載した。<br>さらに、補助事業者に誤解釈が生じないよう、今後、職員用に説明事項の |

| 監　査　の　結　果 | 措　置　状　況 |
| --- | --- |
| ったと思料される。<br>　また、実績報告の確認に際しては、確認資料を「領収書等（写）」としているが、必要に応じて、実際の出金が確認できる通帳やネットバンキングの帳票、さらには補助事業者の会計帳簿を確認するとともに、今後は、提出を求める資料について改善を図るなどの措置を講じられたい。 | チェックリストを作成し、口頭説明においても、重ねて注意喚起を行う。<br><br>　また、７月、８月の課内会議において、当該事例と今後の対策について周知を行い、他補助金についても留意するように注意喚起を行った。<br><br>≪局全体の対応について≫<br>　事務の適正な執行に向けて、令和８年７月３０日付で局内各課へ通知を発出し、事務改善会議において今回の定期監査における指摘事項等を周知徹底するとともに、今一度、総点検を行うよう指示した。 |

| 監　査　の　結　果 | 措　置　状　況 |
| --- | --- |
| （イ）補助金等交付事務について<br>（中小企業振興課）<br>中小企業振興課（以下「所管課」という。）は、市内中小企業者が事業承継に必要な経費（Ｍ＆Ａの仲介者へ支払う委託料等）の一部を助成するため、「事業承継・Ｍ＆Ａ促進化助成金交付要綱」、「同交付要領」に基づき、上限５０万円の「本助成金」を交付している。<br>所管課は、本助成金の交付事務において、取組状況報告書の提出時に必須である「事業譲渡契約書」写しが未提出であるにもかかわらず、事務処理を完了させていた。<br>実査時の指摘により、所管課は、申請者に「事業譲渡契約書」の提出を求め、提出されたその内容を確認したところ、当該契約の締結日は令和６年４月１７日であり、交付申請日（同年５月２０日）より前であったことが判明した。これは、本助成金の助成要件である「申請日以降に終了する事業であること（要綱第５条第３項第１号）」及び「委託契約締結前に申請すること（要領第４条）」に明確に反するものであり、本来助成金を交付できない事案であった。<br>本件の発生原因は、申請者側の制度理解不足に加え、所管課が取組状況報告の審査において、必須書類の突合確認を看過したことにある。特に、取組 | 指摘された点については、申請者に聞き取りを行い、法制課の見解等を確認した。その結果、本助成金の助成要件を満たさないものと判断したため、相手方に令和８年２月２０日付「交付決定取消通知書兼返還命令書」を通知し、同月２５日に返還させた。<br>今後、同様の間違いが生じないように、要綱・要領の改正（令和８年５月１日施行）や申請手続きの見直し、案内チラシや市ホームページで申請手続きフローを明記する等、申請者の制度理解不足の解消を図った。<br>さらに、「取組状況報告書」提出時の添付資料の提出漏れ防止のため、受領後、起案文書に提出書類の内訳・内容等を記載し、起案者及び決裁者による確認を徹底することとした。<br><br>≪局全体の対応について≫<br>事務の適正な執行に向けて、令和８年７月３０日付で局内各課へ通知を発出し、事務改善会議において今回の定期監査における指摘事項等を周知徹底するとともに、今一度、総点検を行うよう指示した。 |

| 監　査　の　結　果 | 措　置　状　況 |
| --- | --- |
| 状況報告が３か月以上遅延して提出された際にも、内容の精査や書類の補正指導を行うことなく漫然と事務を進めたことは、審査体制の形骸化を示している。<br>　また、本来助成対象とならないものに交付した結果、予算が早期に消化され、年度の途中で受付を終了したことは、地方自治法第２条第１４項及び市予算規則第１３条に定める「最少の経費で最大の効果を挙げる」という予算執行の原則に照らして適切とは言えない。<br>　所管課においては、本件の発生原因を組織的に共有し、単なる書類の有無の確認にとどまらず、要件との適合性を厳格に審査するチェック体制を再構築されたい。 | |